

資料 1

第8回検討会

第6条・第13条

事務局資料

## 目次

- ・第6条…………… 3ページ
- ・第13条…………… 12ページ

## 法律の規定

（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

第六条 指定事業者（基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る基本動作ソフトウェア又はアプリストアに関し、個別アプリ事業者に対し、当該個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアの作動中に表示される当該個別ソフトウェアの仕様等の表示の方法等に係る条件その他の個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施について、不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱いをしてはならない。

## 〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 本条の射程について、第7条や第8条との関係を含め、どのように整理すべきか。
2. 「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施」について、どのように整理すべきか。
3. 「不当に差別的な取扱い」に該当する具体例について、どのように整理すべきか。
4. 「不公正な取扱い」に該当する具体例について、どのように整理すべきか。

### 1. 本条の射程について、第7条や第8条との関係を含め、どのように整理すべきか。

- ・ 本条は、基本動作ソフトウェア又はアプリストアに係る指定事業者による個別アプリ事業者に対する「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」を禁止するものであり、個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを広範に規制することにより、個別ソフトウェアに関する競争環境が歪められることを防ぐための規定である。
- ・ 典型的には、指定事業者が個別ソフトウェアに対して審査を行う場合（代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査を行う場合を含む。）に、当該審査の基準又はその運用について、個別アプリ事業者に対して不当に差別的な取扱いその他不公正な取扱いを行うことを禁止するものである。

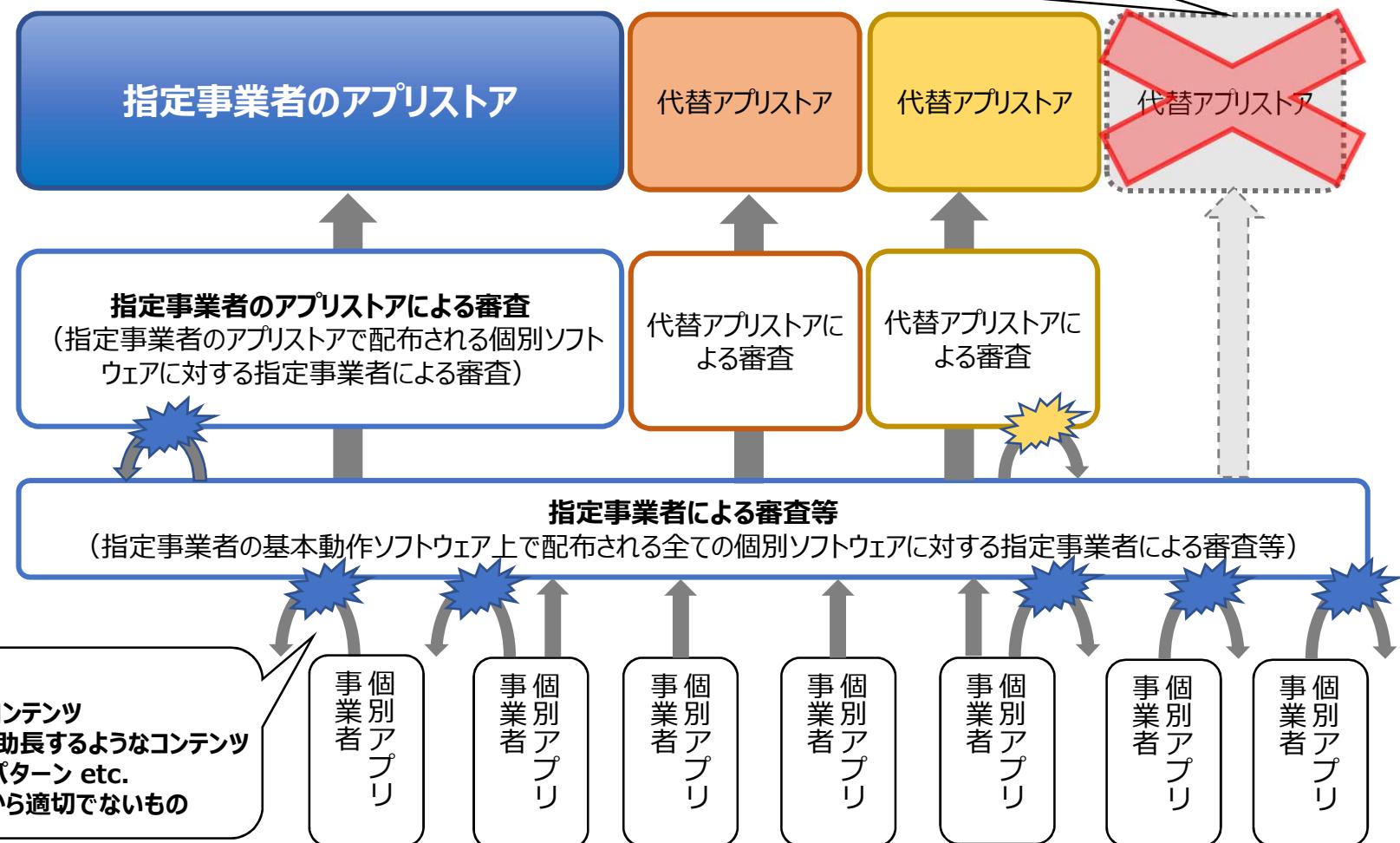
▶ 本条と第7条及び第8条の規定との関係について、正当化事由を含め、以下のとおり整理し、ガイドラインに記載するのが適当ではないか。

### 【迂回的行為への対応】

- ・ 本条の規定は個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いを広範に規制するものであり、法第7条又は第8条が規定する禁止行為に該当する行為が本条の「不公正な取扱い」に重複して該当することもある。
- ・ また、法第7条又は第8条が規定する禁止行為に形式的には該当しないものの、当該他の条項の趣旨に照らして規律の迂回的行為と考えられる場合であって本条に該当する場合には、本条の適用を行う場合がある。
- ・ 他方、法第7条各号に掲げる行為又は第8条第1号ないし第3号までに掲げる行為（同号の個別ソフトウェアがブラウザである場合を除く。）が、それぞれ法第7条ただし書又は第8条ただし書に該当する場合（すなわち正当化事由が認められる場合）には、本条に違反するものではない。

### 【指定事業者による個別ソフトウェアの審査】

- ・ 指定事業者のアリストアにおける審査基準は基本的に世界共通であるところ、当該審査基準において、例えば、デジタル市場法（DMA）と同時に制定された欧洲のデジタルサービス法（DSA）の規律の遵守を前提とする項目を設定し、指定事業者が当該審査項目に基づいて個別ソフトウェアに対して審査を行うこと自体は、本条に違反するものではない。
- ・ また、公序良俗の観点も含め、以下の審査項目を設定し、指定事業者が当該審査項目に基づいて個別ソフトウェアに対して審査を行うこと自体は、本条に違反するものではない。
  - ✓ ウィジェットや通知は個別ソフトウェアのコンテンツや機能と関連性のあるものに限定すること
  - ✓ 個別アプリ事業者への連絡方法が個別ソフトウェア内で明示されるようにすること
  - ✓ ヘイトスピーチ等の中傷的・差別的内容、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止すること
  - ✓ いわゆるダークパターンを防ぐ対応を採ること
- ・ 本条に違反しない範囲内で行われた審査の結果、指定事業者の基本動作ソフトウェア上での提供が認められなかった個別ソフトウェアが多数にのぼるなどして、結果として代替アリストアの提供が困難となった（例：ポルノコンテンツを提供する個別ソフトウェアの提供が認められず、当該個別ソフトウェアを提供しようとした代替アリストアの提供ができなくなった場合）としても、法第7条第1号に違反するものではない。



### 2. 「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアピリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引の実施」について、どのように整理すべきか。

- ・「個別アプリ事業者による当該基本動作ソフトウェア又はアピリストアの利用に係る条件」については、指定事業者が個別アプリ事業者に何らかの条件（基本動作ソフトウェアのライセンス契約やアピリストアにおける商品供給契約を通じた技術的仕様や手数料等の条件設定等）を求めていれば、本条の規律の対象となる。
- ・「当該条件に基づく取引の実施」については、指定事業者が指定に係る基本動作ソフトウェア又はアピリストアの利用に係る条件（技術的な仕様等）を設定した場合に、その条件それ自体は不公正な取扱いとはいえないものであっても、当該条件の遵守を求める場面において「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」を行っているのであれば、本条の規律の対象に含まれる。

▶ ガイドラインに、以上の点を記載するのが適当ではないか。

### 3. 「不当に差別的な取扱い」に該当する具体例について、どのように整理すべきか。

・「不当に差別的な取扱い」とは、指定事業者が、合理的な理由なく、個別アプリ事業者に対して自己と異なる取扱いをし、又は一部の個別アプリ事業者について他の個別アプリ事業者と異なる取扱いをすることを意味する。

- ▶ **合理的な理由の有無については、そのような取扱いをする目的、当該目的のために他に取りうる手段の有無及び内容、並びにそのような取扱いにより他の個別アプリ事業者が受ける不利益の内容及び程度等を総合的に勘案して判断することが適当ではないか。**
- ▶ **個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、本条の「不当に差別的な取扱い」に該当する場合として、指定事業者が以下の行為を行った場合を例示することが適当ではないか。**

#### 【基本動作ソフトウェアに係る指定事業者】

- 指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査を行う場合に、特定の個別アプリ事業者に対してのみ、追加的な審査基準を設けること。ただし、例えば、子ども向けアプリに対して不適切なコンテンツを提供しないことを求める基準を追加的な審査基準として設けることや、アプリ内課金を提供する個別ソフトウェアに対してダークパターンを防ぐためのスマートフォンの利用者への情報提供を行うことを求める基準を追加的な審査基準として設けることは、通常合理的な理由が認められる。
- 指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査を行う場合に、当該審査において、審査基準に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、当該代替アプリストアにおける提供や自己の基本動作ソフトウェア上での提供を拒否したり、当該審査を長期化させたりするなど、特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。
- 指定事業者が、ある機能を基本動作ソフトウェアの一部として提供している場合に、当該機能が利用している基本動作ソフトウェアの他の機能について、その実現が困難な技術的制約やサイバーセキュリティの確保等の観点からの問題がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の他の事業者に対して同等の性能での当該機能の利用を認めないこと。

### 【アピリストアに係る指定事業者】

- 指定事業者が、自己のアピリストアの利用のための審査において、代替アピリストアを利用する個別ソフトウェアに対してのみ、追加的な審査基準を設けること。ただし、子ども向けアプリに対して不適切なコンテンツを提供してはならない等の基準を追加的な審査基準として設けることや、アプリ内課金を提供する個別ソフトウェアに対してダークパターンを防ぐためのスマートフォンの利用者への情報提供を行うこと等を求める基準を追加的な審査基準として設けることは、通常合理的な理由が認められる。
- 指定事業者が、自己のアピリストアの利用のための審査において、審査基準に適合しない不適切なコンテンツを提供している等の事情がないにもかかわらず、自己のアピリストアにおける提供を拒否したり、当該審査を長期化させたりするなど、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者を不利に扱う、又は特定の個別アプリ事業者を不利に扱うような運用を行うこと。
- 指定事業者が、自己のアピリストアの利用のための審査において、スマートフォンの利用者に紐付いた広告ID等の識別子を使用したスマートフォンの利用者のトラッキングについて、許可することにより生じる個別アプリ事業者によるトラッキングの範囲及び態様は同様であるにもかかわらず、当該指定事業者以外の個別アプリ事業者が提供する個別ソフトウェアに関してはリスクを強調した否定的な説明からなるポップアップ表示を行うことを条件とする一方で、当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアに関しては安全性を強調した説明からなるポップアップ表示を行うこと。
- 指定事業者が、アピリストアの機能（例えば、ペアレンタルコントロール機能）について、その実現が困難な技術的制約等がないにもかかわらず、当該指定事業者以外の他の個別アプリ事業者に対しては利用を認めないこと、又は特定の個別アプリ事業者に対してのみ当該機能の利用を可能にする若しくは特定の個別アプリ事業者に対して他の個別アプリ事業者よりも有利な条件での利用を認めること。
- 指定事業者が、自己のアピリストアにおけるアプリランキング等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングにおいて、実態と異なり、自己の提供する個別ソフトウェア若しくは特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを上位に表示する、又はアピリストアにおける検索の結果において、指定事業者が意図的に自己の提供する個別ソフトウェア若しくは特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを優先的に表示すること。
- 指定事業者が、アプリランキング等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングにおいて、実態と異なり、特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは下位に表示する、又はアピリストアにおける検索の結果において、指定事業者が意図的に特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは劣後して表示すること。

### 4. 「不公正な取扱い」に該当する具体例について、どのように考えるべきか。

- ・「不公正な取扱い」とは、合理的な理由なく、個別アプリ事業者の事業活動を拘束し、又は個別アプリ事業者に対して不利益を与える行為を広く含む。

- ▶ 合理的な理由の意味及び判断に係る考え方については、前記3. と同様に判断することが適当ではないか。
- ▶ 個別の事例に応じた判断になるものの、解釈の明確化の観点から、本条の「不公正な取扱い」に該当する場合として、当該指定事業者が以下の行為を行った場合を例示することが適当ではないか。

#### 【基本動作ソフトウェアに係る指定事業者】

- 指定事業者が、代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して審査を行う場合に、いずれの個別ソフトウェアに対しても、サイバーセキュリティの確保等の観点からの必要性がないにもかかわらず、審査の結果として明確な理由を伝えることなく代替アプリストアにおける提供を拒否すること、また、明確な理由の説明なく長期間にわたり審査を保留すること。
- 指定事業者が、自己の提供する他の事業（例えば、広告事業）に係る他の個別アプリ事業者の個別ソフトウェア（例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア）の当該基本動作ソフトウェア上の動作を停止すること。

### 【アリストアに係る指定事業者】

- 指定事業者が、自己のアリストアで提供される個別ソフトウェアについて、アリストアの利用規約に違反する等の事情がないにもかかわらず、当該個別アプリ事業者のアカウントを停止すること、又は当該個別ソフトウェアの提供を停止すること。
- 指定事業者が、自己のアリストアの利用のための審査において、合理的な理由なく、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、当該指定事業者のアリストアでの販売価格が代替アリストアでの販売価格より高くなないことや、当該指定事業者のアリストアでの販売価格が当該指定事業者の基本動作ソフトウェアを搭載した端末以外の端末（例えば、PCやタブレット）で提供される当該指定事業者のアリストアでの販売価格より高くならないことを求めるなど、価格に係るいわゆる同等性条件を設けること。
- 指定事業者が、スマートフォンの利用者による特定の個別ソフトウェアの名称を入力して行われた自己のアリストア内検索の結果において、当該個別ソフトウェアと競争関係にある指定事業者の個別ソフトウェアを意図的に隣接して表示する、又は当該個別ソフトウェアと競争関係にある指定事業者の個別ソフトウェアの広告を意図的に隣接して表示すること。
- 指定事業者が、自己のアリストアにおいて提供される個別ソフトウェアの利用者からの返金要求に対し、個別アプリ事業者でなく指定事業者自身がその返金の可否を判断する場合において、個々の返金要求の妥当性を検証するための対応（指定事業者における自動確認プロセスを含む。）を適切に行うことなく認容し、不正な返金要求に対しても個別アプリ事業者が返金を行わざるを得ない状況を常態化させること。
- 指定事業者が、自己のアリストアの利用のための審査において、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、個別アプリ事業者による柔軟な価格設定を許容する上で技術的制約等がないにもかかわらず、個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者の柔軟な価格設定を阻害するような幅の広い段階毎に設定した価格表に基づく価格設定を求めること。
- 指定事業者が、自己のアリストアの利用のための審査において、自己の提供する他の事業（例えば、広告事業等）に係る個別ソフトウェア（例えば、広告の表示をブロックする機能を有する個別ソフトウェア等）を提供する場合に、当該個別アプリ事業者のアカウントを停止すること、又は当該提供する個別ソフトウェアのアリストアにおける提供を停止する等の条件を設けること。

#### 法律の規定

（特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置）

第十三条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、仕様の設定若しくは変更、利用に係る条件の設定若しくは変更又は利用の拒絶をするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める事業者が当該措置に円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

- 一 基本動作ソフトウェア 当該基本動作ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者及びウェブサイト事業者
- 二 アプリストア 当該アプリストアを利用する個別アプリ事業者
- 三 ブラウザ 当該ブラウザにより表示されるウェブページを提示するウェブサイト事業者

#### 〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 他の事業者が仕様等の変更等（特定ソフトウェアに係る仕様の設定・変更、利用に係る条件の設定・変更又は利用の拒絶をいう。以下同じ。）に「円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置」について、どのような点を考慮すべきか。
2. 指定事業者が講すべき措置として、公正取引委員会規則にどのようなことを規定すべきか。  
また、ガイドラインにおいてどのような点を明確化すべきか。
  - 2-1. 設定する仕様及び利用に係る条件に関する「情報の開示」の内容・方法
  - 2-2. 仕様及び利用に係る条件の変更並びに利用の拒絶に関する「期間の確保」「情報の開示」の内容・方法
  - 2-3. 仕様等の変更等に関して指定事業者がすべき「必要な体制の整備」の内容

### 1. 他の事業者が仕様等の変更等に「円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置」について、どのような点を考慮すべきか。

- ・本条は、基本動作ソフトウェア、アプリストア及びブラウザに係る指定事業者に対し、その指定に係る特定ソフトウェアに係る仕様等の変更等について、本条各号に定める個別アプリ事業者又はウェブサイト事業者（以下「個別アプリ事業者等」という。）が当該仕様等の変更等に円滑に対応できるよう、対応期間の確保、事前の情報開示、必要な体制の整備等を義務づけ、個別アプリ事業者等における不利益の防止を狙いとするものである。
- ・本条柱書では、公正取引委員会規則で定めるところにより、仕様等の変更等に関し、「円滑に対応するための期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置」を指定事業者は講じなければならないと定めている。

- ▶ 公正取引委員会規則では、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等に対して仕様等の変更等による予期せぬ不利益が生じることを防止するという法第13条の趣旨に基づき、スマートフォンの利用者の利益の保護にも考慮しつつ、指定事業者の行為ごとに、指定事業者が講ずべき措置の具体的な内容及び方法について規定することが適当ではないか。
- ▶ その際、アプリストアについて同様の規律を設けている現行透明化法を参考にしつつ、規制の重複を防ぐ観点から、透明化法の規律内容が実質的に充足され、本法において一元的に規制できるように留意することが重要ではないか。

▶ 一方、基本動作ソフトウェア及びブラウザについては、個別の事情に基づいた検討が必要ではないか。

- ・「期間の確保、情報の開示、必要な体制の整備その他の必要な措置」の内容について、特定ソフトウェアの種類や、仕様・利用に係る条件の区別、義務の相手方など個別の事情に応じた検討が必要。
- ・具体的には、基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者とウェブサイト事業者との間には、「利用に係る条件」に相当する利用規約等が存在せず、そもそも開示させる必要性はないことから、開示義務を設けることは不要と考えられる（※1）。
- ・また、利用の拒絶の際に開示を要する趣旨は、指定事業者自身から許可を得て利用を継続することに対する期待の保護にあるところ、基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者とウェブサイト事業者との間には、通常、明確な契約関係がなく、保護に値する期待がないことから、ウェブサイト事業者に対する全部又は一部の利用の拒絶について、開示義務を設けることは不要と考えられる（※2）。
- ・そして、上記（※2）と同様の趣旨から、指定事業者が当該基本動作ソフトウェアの利用を直接許容したわけではない個別アプリ事業者（例えば、指定事業者が事前審査を行っていない個別ソフトウェアを代替アリストア経由で提供している個別アプリ事業者）との関係では、開示義務を設けることは不要と考えられる（※3）。

▶ 以上を踏まえ、指定事業者が講すべき措置の要否について、次の表のとおり整理した上で、義務を設ける必要があるものについて具体的な措置の内容や方法を公正取引委員会規則において規定してはどうか。

特定ソフトウェア	基本動作ソフトウェア				アリストア		ブラウザ	
義務の相手方	個別アプリ事業者		ウェブサイト事業者		個別アプリ事業者		ウェブサイト事業者	
仕様等の区別	利用に係る条件	仕様	利用に係る条件	仕様	利用に係る条件	仕様	利用に係る条件	仕様
仕様等の開示義務（仕様等の変更に係る開示を含む）	○	○	×（※1）	○	○	○	×（※1）	○
利用の全部拒絶又は一部拒絶に係る開示義務	○ 但し、指定事業者が当該基本動作ソフトウェアの利用を直接許容した者を拒絶する場合に限る。（※3）		×（※2）		○		×（※2）	
体制及び手続の整備義務	上記○が記載されている事項に関するもの		上記○が記載されている事項に関するもの		上記○が記載されている事項に関するもの		上記○が記載されている事項に関するもの	

### 2. 指定事業者が講すべき措置として、公正取引委員会規則にどのようなことを規定すべきか。 また、ガイドラインにおいてどのような点を明確化すべきか。

#### 2-1. 設定する仕様及び利用に係る条件に関する「情報の開示」の内容・方法

- ・「仕様」については、指定事業者の指定に係る特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者・ウェブサイト事業者の事業に影響を与えるものもあれば、そうではないものまで、様々である。
- ・また、「仕様」の中には、公開すると結果としてスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるものもあり得る。
- ・他方、「利用に係る条件」については、指定事業者が定める、個別アプリ事業者が当該特定ソフトウェアを利用するための条件であり、指定事業者と個別アプリ事業者の間の取引関係の基礎となる事情となり、また、開示によってスマートフォンの利用者の利益が損なわれることも想定しつづく。

- ▶ 開示の対象とすべき「仕様」は、①特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等の事業活動に相当程度の影響を与えるものに限り、かつ、②公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるものを除く旨を公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。
- ▶ 公正取引委員会規則で定めた「仕様」の具体例として、以下の点をガイドラインに記載してはどうか。

- ・ブラウザの仕様のうち、当該ブラウザで表示されるウェブページのレイアウトが大幅に変わってしまうものなどウェブサイト事業者のウェブページの表示の判読性や当該ウェブページの閲覧者であるスマートフォンの利用者の操作性を決定づけるものは、ウェブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響を与えるものであることから、開示が必要であると考えられること。
- ・他方で、バグの修正に伴うような仕様は、ウェブページの表示やその閲覧者の操作を決定づけるものではなく、ウェブサイト事業者の事業活動に相当程度の影響を与えないものといえ、開示の必要はないと考えられること。
- ・また、アピリストアの仕様のうち、順位（ランキング）の表示に関する仔細なアルゴリズムに係る情報のうち、公開されるとその仕組みを悪用されてユーザーが求める検索結果が正しい評価を反映されずに表示されてしまうものは、公開されることによりスマートフォンの利用者の利益を害するおそれがあるものといえ、開示の必要はないと考えられること。

### 2 – 1. 設定する仕様及び利用に係る条件に関する「情報の開示」の内容

▶ 「利用に係る条件」として、個別アプリ事業者に対して特に開示する必要がある事項として、例えば、公正取引委員会規則で以下のように定めることが適当ではないか。

#### 【基本動作ソフトウェア及びアピリストアに係る指定事業者】

- ①特定ソフトウェアの利用拒絶の判断基準
- ②特定ソフトウェアの利用に併せて個別アプリ事業者に自己が指定する商品の購入・役務の有償提供を要請する場合におけるその内容及び理由
- ③特定ソフトウェアを利用してスマートフォンの利用者に提供される商品・役務の提供条件が個別アプリ事業者と指定事業者とで異なる場合におけるその内容及び理由
- ④特定ソフトウェアの利用に係る条件が個別アプリ事業者である関係会社とそれ以外の個別アプリ事業者とで異なる場合におけるその内容及び理由

#### 【基本動作ソフトウェアに係る指定事業者】

- ①基本動作ソフトウェアを通じたアピリストアの提供を拒絶する場合における判断基準
- ②基本動作ソフトウェアにより制御される音声を出力する機能その他のスマートフォンの動作に係る機能の利用に関して拒絶する場合における判断基準

#### 【アピリストアに係る指定事業者】

- ①個別アプリ事業者がアピリストアで提供しようとする商品・役務の提供条件について、それ以外の提供経路におけるものと同等以上のものとすることを求める場合におけるその内容及び理由
- ②アピリストアに係る事業について商品・役務に係る情報に順位を付して表示する場合における当該順位を決定するために用いられる主要な事項
- ③個別アプリ事業者が提供した商品・代金の返還を当該事業者の負担で行う場合におけるその内容及び条件
- ④個別アプリ事業者が提供した商品・役務の対価の支払を指定事業者が留保する場合におけるその内容及び条件

### 2 – 1. 設定する仕様及び利用に係る条件に関する「情報の開示」の方法

- ・本条の趣旨は、特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等に対し事前に必要な情報を開示して対応可能な状況を保障し、個別アプリ事業者等における不測の不利益を防止する点にある。
- ・他方、仕様や利用に係る条件の全体が開示対象となるため、指定事業者が外国事業者であれば仕様や利用に係る条件の全てについて日本語訳を用意していない場合も想定される。
- ・同様の規制を設けている透明化法及び同法施行規則においては、アピリストアの提供条件の開示の方法について、明確かつ平易な表現を用いること、日本語を用いること（ただし、日本語訳の準備のために一定期間の猶予が許容されている。）、隨時参照可能とすることの3点が規定されている。

- ▶ **開示の方法として、①明確かつ平易な表現を用いること、②日本語を用いること、③隨時参照可能とすることの3点を公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。ただし、透明化法と同様に、②については、指定事業者が日本語訳を準備するために、一定期間の猶予を設けることを許容する旨も併せて定めるべきではないか。**
- ▶ **公正取引委員会規則で定めた開示の方法の具体例として、以下の点をガイドラインに記載してはどうか。**

- ・①の観点から、指定事業者の社内のみで用いられている独自の用語を用いたり、曖昧な表現を多用したりしないこと。
- ・②の観点から、開示する情報が日本語で作成されていないものである場合に、指定事業者が当該情報の日本語の翻訳文を準備するため開示の期限を設けるときは、当該準備のための合理的な期間を超えてはならないこと。
- ・③の観点から、ある一定の時期にのみ開示を行ったり、情報開示の対象を他の事業者的一部に限定したりしないこと。

### 2-2. 仕様及び利用に係る条件の変更並びに利用の拒絶に関する「期間の確保」「情報の開示」の内容・方法

- ・指定に係る特定ソフトウェアを利用する個別アプリ事業者等に対し事前に必要な情報を開示して対応可能な状況を保障し、個別アプリ事業者等の不測の不利益を防止するという本条の趣旨に照らし、システム改修作業等の必要性の有無及び程度など、個別アプリ事業者等への影響を考慮して、十分な期間を確保して、事前に必要な情報を開示することを指定事業者に義務付けるべきである。
- ・他方、指定事業者においては、個別に情報開示するといった対応が必要となる。そのため、個別アプリ事業者等からの要望の有無にかかわらず全て日本語訳での情報開示を義務付けることが適当でない場合や、そもそも上記のような十分な期間を確保する必要性がない、又は仕様等の変更等の理由を開示すべきではない場合なども想定される。

- ▶ 開示の内容については、（1）仕様等の変更はその内容及び理由、（2）利用の全部拒絶はその旨及び理由、（3）利用の一部拒絶はその内容及び理由とする旨を公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。
- ▶ 開示の方法については、①明確かつ平易な表現を用いること、②日本語を用いること（個別アプリ事業者等から求めがある場合に限る。）、③開示までの期間の確保を公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。
- ▶ また、③開示までの期間の確保については、開示の内容に応じて、次のように公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。

- ・仕様の変更…個別アプリ事業者等が当該変更に対応するために必要な合理的な日数を確保した日までに開示
- ・利用に係る条件の変更…当該変更を行う日の15日前の日まで（個別アプリ事業者が当該変更に対応するために15日より長い日数を要すると見込まれる場合は、必要と見込まれる合理的な日数を確保した日まで）に開示
- ・利用の全部の拒絶…当該拒絶を行う日の30日前の日までに開示
- ・利用の一部の拒絶…当該拒絶を行う時までに開示

### 2-2. 仕様及び利用に係る条件の変更並びに利用の拒絶に関する「期間の確保」「情報の開示」の内容・方法

- ▶ 公正取引委員会規則で定めた開示の方法のうち、例えば、①明確かつ平易な表現の観点については、個別アプリ事業者等が仕様等の変更等に円滑に対応することができるよう、以下の点をガイドラインに記載してはどうか。

・仕様・利用に係る条件の変更がなされる場合

当該変更によって個別アプリ事業者等に具体的にどのような作業が必要となるか予見可能な程度に、明確かつ平易な表現を用いて必要な情報を開示すること。

・利用規約等の改定を伴う利用に係る条件の変更がなされる場合

個別アプリ事業者にとって重要な改定箇所が明らかになるよう、改定箇所を新旧対照表にするなど分かりやすく開示することが望ましいこと。

・利用の拒絶がなされる場合

当該拒絶によって個別アプリ事業者等に生じる不利益の内容及び当該拒絶の理由を十分に理解できる程度に、明確かつ平易な表現で必要な情報を開示すること。

- ▶ 加えて、例えば、指定事業者において法令等に基づき仕様等の変更又は利用の拒絶を速やかに行う必要がある場合や、個別アプリ事業者が利用規約に繰り返し違反をしている場合など、開示までの期間の確保の義務・理由の開示の義務について免除することが適当である事例も想定されるため、透明化法を参考にしつつ、例外事由を公正取引委員会規則で定めることが適当ではないか。

### 2 – 3. 仕様等の変更等に関して指定事業者がすべき「必要な体制の整備」の内容

- ・個別アプリ事業者等が仕様等の変更等に関して、指定事業者に対して意見・苦情の申入れ等をすることができなければ、それに伴う他の事業者の予期せぬ不利益を防止することができないことから、仕様等の変更等に対応するために適切な体制及びこれに関する手続を整備することを指定事業者に義務付けるべきである。
- ・他方、指定事業者において整備すべき体制の具体的な内容としては多様なものが考えられ、仕様等の変更等に対応するための適切な体制は個別アプリ事業者等との継続的なコミュニケーションを図りつつ構築していくものと考えられる。

▶ **個別アプリ事業者等が仕様等の変更等に適切に対応できるように、指定事業者に次の措置を講じなければならない旨を公正取引委員会規則で定めることが適當ではないか。**

※その際、基本動作ソフトウェア又はブラウザに係る指定事業者とウェブサイト事業者との間には、通常、明確な契約関係がないこと、また、ウェブサイト事業者の総数が膨大であることに留意する必要があるのではないか。

- ①特定ソフトウェアについての仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備
- ②個別アプリ事業者からの特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備
- ③指定事業者が個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者  
(以下「国内管理人」という。)の選任並びに国内管理人において適切に当該業務の管理を行うことができる体制及び手続の整備
- ④そのほか、指定事業者が個別アプリ事業者等の意見その他の仕様等の変更等に係る事情を十分に考慮するために必要な措置

▶ **また、整備された体制及び手続が公にされなければ個別アプリ事業者等がアクセスできず、法の趣旨・目的が実現されないため、公正取引委員会規則において、指定事業者において整備された体制及び手続の詳細について公表することを併せて定めることが適當ではないか。**

### 2 – 3. 仕様等の変更等に関して指定事業者がすべき「必要な体制の整備」の内容

► 公正取引委員会規則で定める①～④の事項について、以下の具体例をガイドラインに記載してはどうか。

#### ① 特定ソフトウェアについての仕様等の変更等が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備

- ・特定ソフトウェアの利用に係る全部又は一部の拒絶を行うときに一貫性・公平性のある判断がなされることを確保するために、判断の基準を定めること、当該基準自体に対する異議申立ての仕組みを設けること、判断に対する不服申立ての仕組みを設けること等が望ましいこと。

#### ② 個別アプリ事業者からの特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る苦情の処理及び指定事業者と個別アプリ事業者との間の仕様等の変更等に係る紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備

- ・個別アプリ事業者からの苦情を適切かつ迅速に処理するための基本方針、対応マニュアル及び業務フロー等を構築することが望ましいこと。
- ・苦情及び紛争を端緒として特定ソフトウェアの提供に関する運営を改善するために、苦情及び紛争の内容、件数、件数の増減、その理由の分析を行い、このような分析を通じて得た情報をポリシー等のアップデートの際に考慮することが望ましいこと。

#### ③ 個別アプリ事業者その他の関係者と緊密に連絡を行うために国内において必要な業務の管理を行う者の選任並びに国内管理人において適切に当該業務の管理を行うことができる体制及び手続の整備

- ・国内管理人が適切に調整業務を実施できるように、その補助者として適切な部署の担当者も併せて選任し、個別アプリ事業者その他の関係者と十分なコミュニケーションを取れる体制を整備することが望ましいこと。

#### ④ そのほか、指定事業者が個別アプリ事業者等の意見その他の仕様等の変更等に係る事情を十分に考慮するために必要な措置

- ・仕様等の変更等の在り方に関して、指定事業者は個別アプリ事業者等の意見を十分に聴取し、必要に応じてその結果を特定ソフトウェアに係る業務に反映することが望ましいこと。
- ・小規模な個別アプリ事業者等は仕様等の変更等の対応に追われて協議をする余裕がないことや、報復を恐れて匿名性を維持したいニーズが考えられること、個別アプリ事業者等の意見を集約した方が効率的な協議ができる場合もあること等から、指定事業者は、個社のみならず、団体からの協議や意見の申し入れについても対応することが望ましいこと。